

メンタルケア学会 会則

第1章（総則）

第1条（名称）

本会はメンタルケア学会 Learned Conference of Mental care（LCM）と称する。

第2条（事務所所在地）

1. 本会の主たる事務局は福岡県嘉麻市鴨生5-5の特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会（以下、「協会」という）福岡事務局内に設置する。

第2章（目的及び事業）

第3条（目的）

本会はメンタルケアに関する学術研究ならびにカウンセラーに対しての技術、知識の更なる向上を行い、会員相互の親善を図り、もって全国民の精神保健の維持・増進に寄与することを目的とする。

第4条（事業活動）

本会は目的達成のため、以下の活動を行う。

1. 学術大会、講演会の開催
2. 機関紙、会報、学会誌の発行
3. メンタルケアに関する調査研究
4. メンタルケア活動に携わる、カウンセラーの養成・スキルアップの講習会や勉強会
5. メンタルケア資格認定に関する諸活動
6. その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章（会員）

第5条（種別）

本会の会員は次の3種とする。

1. 正会員…本会の趣旨及び目的に賛同し、本会認定の資格登録者であり、年会費を納める個人とし、資格登録別に種別を定め、以下のとおりとする。

- 1) 1種：「メンタルケア心理専門士®」資格登録者
- 2) 2種：「メンタルケア心理士®」「准メンタルケア心理専門士™」「アニマル・ペットロス療法士®」資格登録者
- 3) 学生・・・本会の趣旨及び目的に賛同し、「メンタルケア心理士」「メンタルケア心理専門士」資格登録者で、学校教育法の定めによる大学・短大・専門・各種学校に学籍を置き、それを証明し、年会費を納める個人

2. 準会員…本会の趣旨及び目的に賛同し、「こころ検定 1~4 級」合格者もしくは教育附属校または教育指定校の「メンタルケアカウンセラー®」「メンタルケア心理士」「メンタルケア心理専門士」「ペットロス・ハートケアカウンセラー™」「アニマル・ペットロス療法士®」の講座を受講中もしくは修了者で、将来強く本会認定の資格取得を目標としている個

メンタルケア学会 会則

人

3. 賛助会員…協会及び本会の趣旨及び目的に賛同し、賛助会員費を納め、事業を賛助するために入会した団体や法人

第6条（会員の特典）

正・準会員は、本会が発行する機関紙、会報、学会誌の配布を受けられる。また、正会員は、それに対する投稿並びに本会大会における研究発表の機会を得ることができる。

第7条（入会）

本会に入会しようとする者は、当該年度の年会費を添えて、当会が定める所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条（退会）

退会を希望する会員は当会が定める所定の退会届を提出する義務がある。

第9条（会員資格の喪失）

以下の場合には理事会の決議を経て、理事長は会員を除名し、会員資格を喪失する。

1. 資格登録手続きを行わなかったとき
2. 会員更新手続きを期限内に行わなかったとき
3. 賛助会員年会費を滞納したとき
4. 会則及び倫理綱領、その他本会が定める各規約、規定に違反する行為を行ったとき
5. 本会が認定する資格を剥奪されたとき
6. 本会及び協会の名誉を傷つける行為、または本会の目的に反する行為を行ったとき
7. 法律に違反する行為を行ったとき
8. 本人が死亡または失踪宣言を受けたとき

尚、上記1、2、3の理由で会員資格を喪失し、再度会員登録を希望する場合は、再度当会所定の手順で会員登録を行わなければならない。それ以外の理由により会員資格を喪失した場合は、いかなる場合でも会員の登録はできないものとする。

第10条（会費の返還）

既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第4章（役員及び職員）

第11条（役員）

本会に次の役員を置く

1. 理事 3名以上
2. 監事 1名以上3名以下

理事のうち、1名を理事長とし、補佐として副理事長または、専務理事をおくことができる。

第12条（任命）

役員は役員会に互選され理事会の承認を経て任命される。

第13条（職務）

メンタルケア学会 会則

1. 理事長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 理事は理事会を組織し、本会則及び諸規則の定め及び理事会の決議に基づきこの法人の業務を審議し、執行する。
3. 監事は、会計、その他を監査し理事会に報告する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長の職務執行に支障のある場合はその責務を代行する。

第14条（任期等）

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第15条（顧問）

1. 理事長は、本会の趣旨及び目的に賛同し、目的達成に大いなる貢献すると思われる人材を顧問として委嘱することができる。

第16条（職員）

本会の事務は事務局が担当する、事務局長、事務局員は理事長によって任免される。

第17条（議決）

本会の議決は、理事の過半数をもって決し、同数の場合は議長である理事長の決するところにする。

第18条（理事会）

理事会は毎年1回以上、理事長が招集する。

第5章（会期）

第19条

本会の設立は2006年5月1日とし、会計年度は同様に2006年5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。以後毎年4月1日～3月31日を年度とする。

第6章（会則の変更）

第20条

この会則の変更は、理事会の出席者の3分の2以上の賛成を得なければ認められない。

第7章（会費）

第21条

入会金・年会費は以下のとおりである。

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1) 正会員（1種・2種） | 入会金 2,000 円 | 年会費 5,000 円 |
| 正会員（学生） | 入会金 2,000 円 | 年会費 3,000 円 |

メンタルケア学会 会則

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 2) 準会員 | 入会金 1,000 円 半年会費 2,000 円 (年間 3,500 円) |
| 3) 賛助会員 | 入会金 20,000 円 年会費 100,000 円 |

第8章 (附則)

1. この会則は平成 21 年 10 月 1 日より実施する。
2. この会則は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。
3. この会則は平成 23 年 12 月 28 日より実施する。
4. この会則は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。
5. この会則は平成 28 年 11 月 22 日より実施する。
6. この会則は令和 6 年 4 月 1 日より実施する。
7. この会則は令和 7 年 3 月 1 日より実施する。